

この「チラシ」は検討委員会で配布したものです。
全戸配布した「チラシ」は検討委員会の検討をふまえて、
一部内容が変更となっております。

平成18年9月
横浜市からのお知らせ

太尾町での住居表示の検討状況について

太尾町での住居表示の検討については、平成18年4月にお知らせを各戸配布しましたが、その後の状況や住居表示制度についてお知らせします。

太尾町住居表示検討委員会での検討状況

- これまでに4回、検討委員会を開催しました(第4回は8月19日に開催)。
- 町内会・自治会や商店会などの意見を参考にして、太尾町での住居表示の実施や実施する場合の町区域(町の区切り方)、町名などについて検討を続けています。
- 横浜市にいただいた意見は、検討委員会に報告しています。
- 結果がまとまりましたら、改めてお知らせします。
- 議事録は、横浜市のホームページに掲載しています。

<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/jigyo/index.html>

住居表示検討委員会について

- 横浜市では、住居表示を検討する地域に住居表示検討委員会を設置して、住居表示の実施や町区域・町名などについて検討していただいています。
- 太尾町住居表示検討委員会は、町内会・自治会・商店会から推薦された方々で構成されています。
- 4月のお知らせの中で検討委員を公募したところ、24名の方からご応募いただき、検討委員会で選考して5名の方を検

討委員に加えました。

⇒裏面に検討委員会名簿を掲載しました。

住居表示とは

「住居表示に関する法律」に基づき、お住まいの方の住所を分かりやすくするために、住所の表し方を変更します。

- ①一つの町が広すぎる場合、道路などを境界としていくつかの町(丁目)に分割します。
- ②土地の地番による表し方(〇〇〇〇番地〇)を改めて、街区(道路などで囲まれた区画)や街区の中の建物に規則的に番号を付けて表します。

[実施前]

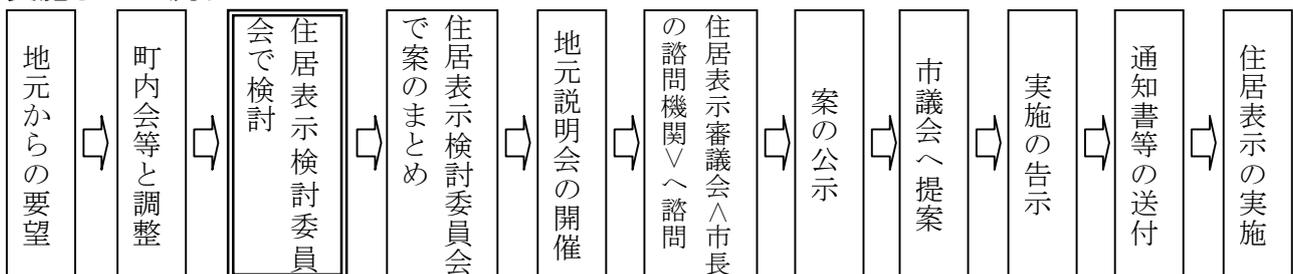
横浜市 港北区 太尾町 〇〇〇〇番地〇
町名 地番

[実施後]

横浜市 港北区 〇〇△丁目 〇〇番 〇〇号
町名 街区番号 住居番号

* 4月のお知らせの中の説明で、「港北区」が抜けて「横浜市 〇〇△丁目 〇〇番 〇〇号」となっていました。お詫びして訂正いたします。

実施までの流れ



(裏面もご覧ください)

太尾町住居表示検討委員会名簿

平成18年8月19日現在(敬称略)

区分	氏名	備考	
太尾地区連合町会	太尾南町会 連合町会長	植木 貞雄	会長
	太尾下町会 連合町会副会長	柴田 美明	
	太尾宮前町会 連合町会副会長	征矢 文明	
	連合町会会計	飯田 喜一	
	連合町会会計	三浦 津根	
	太尾町白樺会 連合町会監事	高橋 勇	
	太尾市之坪町会	畑野 鎮雄	
	太尾中町会	安藤 健雄	
	太尾神明町会	兼子健次郎	
	太尾西町会	水野 明	
	大倉山明和会	飯山 精三	
	太尾親和町会	築瀬 義郎	
	大倉山コーポラス自治会	児玉 清子	
	秀和大倉山レジデンス自治会	市川美智雄	
	ライオンズマンション大倉山自治会	平山 功	
	コスモ大倉山自治会	岡尾 和平	
大倉山ハイム自治会	浪花 清明		
コスモサンディックレジデンス大倉山自治会	北内 裕治		
エクステ大倉山自治会	阿部 信紀		
大倉山商店街振興組合	吉原 昭彦	副会長	
	斉藤 春雄		
	青木 宏夫		
公募	田中喜代次		
	安田 良子		
	松田 克也		
	横尾 雄三		
	澤端 智良		

* 検討委員の公募に24名の方からご応募いただき、選考の結果、5名の方を検討委員に加えました。

住所の変更手続等について

住居表示を実施する場合の住所の変更手続等についてご説明します。

[新住所の通知]

- ・実施の約1か月前に、「通知書」で新住所をお知らせします。
- ・その際、住所変更手続について説明した資

料や新住所のお知らせ用はがき(郵便料金不要)もお届けします。

[住所の変更手続]

- ・官公署(区役所等)、公共機関(電気・ガス・水道等)の書類の大部分は市からの通知等で変更されます。ただし、ご自分で手続していただくものもあります。
- ・手続していただくおもなものは、次のとおりです。

厚生年金・国民年金

* 受給されている方のみ。

運転免許証

法人登記

車検証

* 車検・売却等の際で結構です。

不動産登記(所有者の住所欄)

* 売買・贈与等の際で結構です。

* 各種免許・許可証、金融機関・保険会社、お勤め先等については、それぞれご確認ください。

* 詳しくは地元説明会や実施前にお届けする資料でご説明します。

[その他]

- ・不動産の表示は、町名が変わり、字が廃止されます。(表示欄の手続は不要です。)

[実施前](土地の例)

横浜市 港北区 太尾町 字〇〇 〇〇〇〇番〇

[実施後]

横浜市 港北区 〇〇△丁目 〇〇〇〇番〇

- ・戸籍の本籍は、町名だけが変わります。(手続は不要です。)

[実施前]

横浜市 港北区 太尾町 〇〇〇〇番地〇

[実施後]

横浜市 港北区 〇〇△丁目 〇〇〇〇番地〇

- ・住居表示の実施によって、町内会区域や学区、施設名は変更されません。

お問い合わせ(ご意見をお寄せください)

横浜市市民活力推進局

窓口サービス課住居表示係

〒231-0017

横浜市中区港町1丁目1番地

TEL 671-2310

FAX 664-5295

sh-juukyo@city.yokohama.jp